

議案第68号

石垣市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 石垣市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和47年石垣市条例第68号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「12月に支給する場合には100分の165」を「12月に支給する場合には100分の175」に改める。

第2条 石垣市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の165」を「100分の170」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年11月22日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

勤勉手当に係る支給割合を引上げ改定する石垣市の一般職との均衡を考慮し、石垣市議会の議員の期末手当に係る支給割合を引上げる措置を講ずるため条例の一部改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例第1条関係の新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（期末手当）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は任期満了の日現在)において、議員が受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に6月に支給する場合においては100分の165、<u>12月に支給する場合においては100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) （略）</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は任期満了の日現在)において、議員が受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に6月に支給する場合においては100分の165、<u>12月に支給する場合においては100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) （略）</p>

石垣市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例第2条関係の新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は任期満了の日現在)において、議員が受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に6月に支給する場合においては<u>100分の165</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は任期満了の日現在)において、議員が受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に6月に支給する場合においては<u>100分の170</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>